

1 地域公共交通網形成計画とは

地域にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにするマスタープラン（基本計画）で、地域公共交通会議等の協議会で協議して策定。

2 地域公共交通網形成計画の見直し理由

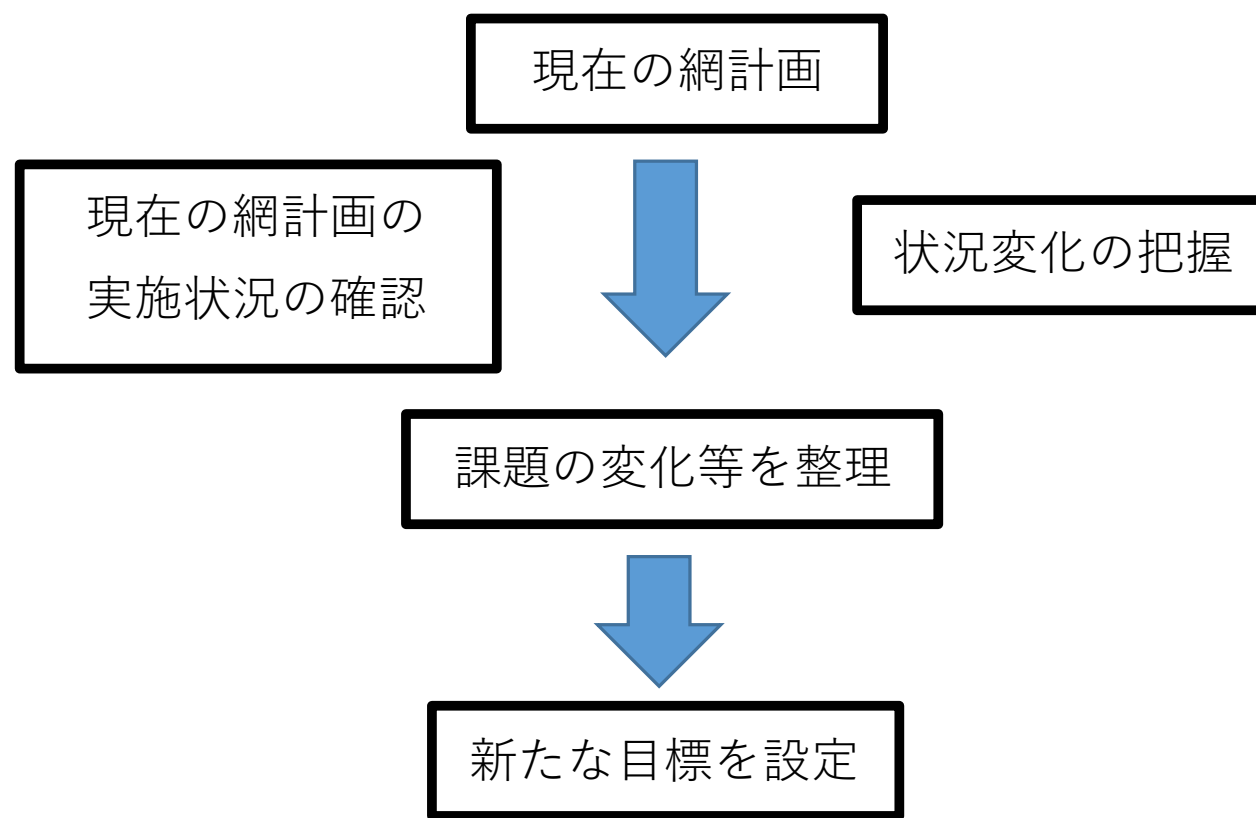
- 本町は、平成28年度に地域公共交通網形成計画（以下、「網計画」という。）を策定。この計画については、期間が5か年であるため、令和2年度をもって終了。
- 網計画で定めた内容の実施状況等を確認するとともに、5年の間に人口構成や近隣市を含めたまちづくり、公共交通の実状等が変化しているため、それらを整理し、実状に合うものとする必要性。



令和2年度に網計画を見直し、地域公共交通計画を策定する必要有

3 地域公共交通計画策定の流れ

地域公共交通計画策定の概要は下図のとおり。



4 今後の予定（案）

項目	詳細	令和2年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
業務委託先の決定	公募												
	書面による質疑応答												
	委員による評価												
	委託契約												
地域公共交通計画作成業務	現況整理												
	現計画評価												
	利用実態及び町民ニーズ調査の実施・分析												
	課題整理												
	方針検討												
地域公共交通計画素案作成													
パブリックコメント													
地域公共交通計画策定													

※新型コロナウイルス感染症の影響により予定を変更する可能性有り

★：地域故郷交通会議